

第2次山梨県食の安全・安心推進計画に係る主な取り組み(令和3年度)

◎:R3の新規、拡充の取り組み ○:引き続き実施の取り組み

基本的事項	施策	取組事項	令和3年度の主な取り組み	関係課室	
1 監視指導等に基づく「生産」から「消費」に至る食品の安全性の確保	(1)監視的的確な実施と指導の充実(第14条)	①農畜水産物等の生産段階における安全性の確保	○ 残留農薬、放射性物質等の検査(出荷前農産物、野生きのこ、流通農産物・加工品)	農業技術課、畜産課 林業振興課 等	
		②製造・加工・調理段階における安全性の確保	○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ○ 給食食材の放射性物質検査	衛生業務課 私学・科学振興課 等	
		③流通・販売段階における監視指導等の実施	○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	衛生業務課	
	(2)生産者の自主的な取り組みの促進(第16条)	①生産工程管理に関する手法の普及	○ 国際水準GAPの認証取得支援 ○ やまなしGAPの普及・拡大 ○ 畜産農場におけるHACCP導入支援	農業技術課、畜産課	
		②環境に配慮した減化学合成農薬、減化学肥料の取り組みの推進	○ 農業危害防止運動の実施、有機農業の販路拡大や消費者へのPR 等	農業技術課 等	
	(3)事業者の自主的な取り組みの促進(第17条)	①HACCPの考え方を取り入れた自主管理体制の促進	○ 食品衛生責任者養成講習会等の実施 等	衛生業務課 等	
		②食品衛生に関する最新知識の普及	○ 食品衛生責任者養成講習会等の実施	衛生業務課	
	(4)消費段階における安全性の確保(第6条、25条)	①消費者への普及啓発、学習機会の提供	◎ 食育Instagramやスーパー等と連携した情報提供 ○ 葉草教室、きのこ鑑定会等の開催	県民安全協働課 林政総務課 等	
	2 食品に関する正確な情報の提供	(1)情報の収集・提供の推進(第19条、28条)	①各種媒体やイベントの活用による情報提供の推進	○ 各種広報媒体やイベントを通じた情報提供	県民安全協働課
			②食の安全・安心に係る各種相談や危害情報の受付	○ 食品安全110番、関係機関等における危害情報の受付	衛生業務課 県民安全協働課 等
(2)適正な食品表示の確保(第20条)		①関係法令に基づく食品表示の監視指導の実施	○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ○ 関係機関と連携した食品表示合同調査	衛生業務課 県民安全協働課	
		②県民参加による食品表示監視の推進	○ 食品表示ウォッチャーからの疑義情報に基づく改善指導の徹底	県民安全協働課	
(3)食の安全に向けた普及啓発(第19条)		①食の安全・安心に関する知識の普及	○ きのこ鑑定会の開催 ○ 給食施設従事者や保育士、栄養士等に対する研修の実施 ○ 各種広報媒体やイベントを通じた情報提供	林政総務課 子育て政策課 等	
3 関係者間の相互理解の増進、信頼関係の構築		(1)生産者・事業者における情報の記録・保存の促進(第18条)	①生産者における情報の記録・保存の促進	○ 農業適正使用の啓発、技術指導 ○ 飼料の適正使用等の生産者への巡回指導、パンフレット等の配布	農業技術課、畜産課
	②事業者における情報の記録・保存の促進		○ 食品衛生監視指導計画に基づく監視指導	衛生業務課	
	③各種トレーサビリティ制度の運用		○ HPにおける県産牛肉情報の掲載 等	畜産課、県民安全協働課	
	(2)相互理解の増進(第22条)	①生産者・事業者と消費者とのコミュニケーションの促進	○ 食の安全・安心を語る会、フェスタまきばの開催 ○ 有機農業団体が行う啓発イベントの支援	県民安全協働課 農業技術課、畜産課	
	(3)食育及び地産地消の推進(第25条)	①食育の推進	◎ 食育Instagramやスーパー等と連携した情報提供 ○ 食品ロス削減啓発活動の実施	県民安全協働課 保健体育課 等	
		②地産地消の普及啓発	○ 直売所へ必要な情報提供の実施 ○ 県産品フェア、特産林産品フェア等の開催	販売・輸出支援課 林業振興課 等	
③学校給食における県産食材の活用促進		◎ 地場産物利用促進月間の実施 ○ 県内の先進的事例の紹介 等	販売・輸出支援課 保健体育課		

基本的事項	施策	取組事項	令和3年度の主な取り組み	関係課室
	(4)食の安全・安心推進月間 (第23条)	①啓発事業の実施	○ 各種媒体による啓発、優良表彰の実施	県民安全協働課
	(5)認証制度の推進 (第24条)	①各種認証制度の運用	○ 山梨県農産物等認証制度等の運用 ◎「おいしい未来へやまなし」のプロモーション活動の推進	果樹・6次産業振興課 販売・輸出支援課
	(6)原産地に関する情報の提供の充実 (第21条)	①消費者の合理的な選択に必要な原産地に関する十分な 情報提供の促進	○ 広域・地域店舗における加工食品の詳細表示の実態調査と制度の啓発、指導(5種 類)	県民安全協働課
4 食の安全・安心を総合的に推進するための 体制整備	(1)人材の育成 (第11条)	①実践的かつ専門的な知識を有する人材の育成	○ 調理師、食生活改善推進員等を対象とした研修会の開催 ○ 農業管理指導士、農業適正使用アドバイザー認定講習会の開催	健康増進課 農業技術課 等
		②地域の活動主体となる人材の育成	○ 食育推進ボランティア養成講座の開催	県民安全協働課
	(2)調査研究の推進 (第15条)	①食品衛生確保のための調査研究	○ 食品衛生監視指導計画に基づいて実施	衛生業務課
		②安全・安心な農林畜水産物生産を目指した調査研究	○ 試験研究機関による栽培方法等の研究	農業技術課 食糧花き水産課 等
	(3)危機管理体制の整備等 (第10条)	①山梨県食の安全・食育推進本部	○ 緊急事態発生時の迅速な対応	県民安全協働課
	(4)健康被害の未然・拡大防止のための 各種措置(第26条～30条)	①出荷の制限	○ 該当食品が確認された場合の速やかな実施	県民安全協働課
		②自主回収報告の義務づけ	○ 自主回収着手、終了時における迅速な情報提供(HP) ◎ 国リコール制度創設への対応	県民安全協働課 衛生業務課
		③危害情報の申出	○ 必要に応じて対応	衛生業務課 等
		④立入検査、措置勧告	○ 必要に応じて対応	県民安全協働課
	(5)国、関係者との連携・協働の推進 (第9条、12条、13条、 31条～33条)	①国、市町村等との連携等	○ 国と連携した食品表示合同調査の実施 ○ 研修会等を通じ情報交換・意見交換の実施	県民安全協働課
		②消費者団体、NPO法人、ボランティア団体等との連携・協働	○ 栄養なんでも相談事業の実施、やまなしNPO情報ネットの活用 等	健康増進課 県民安全協働課 等
		③県民の意見反映	○ 食の安全・安心審議会の開催 ◎ 第3次食の安全・安心推進計画の策定	県民安全協働課